

議案第51号

大田原市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
大田原市市民交流センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月10日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市市民交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民相互の交流を促進し、市民の福祉の向上並びに地域の発展に資するため、大田原市市民交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大田原市市民交流センター

位置 大田原市中央1丁目3番15号

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、市長が指定する法人又はその他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合には、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの施設の管理及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの使用の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターに関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 前項に規定する場合において、第5条、第6条、第8条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(使用の許可)

第5条 センターを使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認められるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条の

使用許可を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (2) 第6条各号の規定に該当したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の収入)

第11条 市長は、使用料を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させることができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用できなくなったときは、直ちに原状に復し市長の点検を受けなければならない。

2 市長は、使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、使用者に代わりこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、センターの使用に際して、故意又は過失により、建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

(単位：円)

使用区分	使用料（1時間当たり）
小会議室	400
中会議室	600
大会議室	800

視聴覚室	800
映像音響設備	500

備考 1時間に満たない時間があるときは、30分以上を1時間とする。